

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員を正社員化する。

めざせ、均等待遇なくその差別！

ユニオンは労基法裁判に勝利するぞ！

「みまもりサービス」について 説明がありました

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 3797
17年10月17日(火)
・Fax 095-828-1953

郵政ユニオン中央本部に確認したところ、本部から「郵便局のみまもりサービス」について会社（日本郵便本社）と意見交換を行った、と連絡がありました。



「郵便局のみまもりサービス」が、10月1日よりサービス提供開始となりました。「未来」では先月29日号で、提供直前だが周知も実際の接客研修もなく不安、また疑問点を7項目挙げ、このようケースが考えられるがどうなるの？と投げかけた記事を掲載しました。しかし職場では何一つアクションがなく、もしかして長崎中央局では実施しないのかと思うほどです。皆さん聞きましたか？

おはようございます。おはようございます。

職場でこのサービスについて、「実際に行けと指示された」他、研修などの情報がありましたら、ユニオン長崎中央局支部まで連絡をお願いします。

今回は、10月1日からの実施ということもあり、まずは疑問点を明らかにするという立場で質問事項を示し、会社から回答を受けました。今回の回答で疑問点等がすべて明らかになったとは考えていません。次回中央執行委員会での今後の対応を含めて議論したと考えています。みなさんの意見をお願いします、と説明がありました。



ユニオンからの主な質問と回答は、下記表のとおりです。

で報告します。ユニオン中央本部は、9月19日、会社に質問事項を示し、窓口の設定を求め、10月5日（木）にユニオン・会社双方担当者が2名出席して窓口を開催しました。

組合の質問	会社の回答
みまもりサービス事業の「みまもり訪問サービス」（以下訪問サービス）で、会社全体で年間の利用者はどのくらいを見込んでいるのか、またエリア単位で利用者を想定しているのか明らかにすること。	2017年から2019年までで6万人を見込んでいるエリア単位での指標等はない
訪問サービスの対象者は日本国内に居住する20歳以上の成人とあるだけだが、要介護者や認知症の方も対象となるのか明らかにすること。	要介護や認知症で断ることはないサービスの提供が出来ないと判断した場合は断る事がある本人の同意が要件となっている
訪問サービスで実際に訪問する社員はどの職種なのか。担当局の社員が実施とあるが優先順位があるのか明らかにすること。（1窓口社員2 渉外社員3 郵便外務）	優先順位はない 各局で、話し合っている
担当者になりうる社員にはヘルパー研修に準じた研修を行うこと。	サービスが「生活状況の確認」であり、ヘルパー研修は必要ないと考えている
社員4~5人の小規模局の場合、週に一人対応するのが限度ではないかと聞いたが、外部委託の基準を明らかにすること。	個別に判断する 委託できる会社を作る（詳しい内容は別途）
渉外社員の場合、募集手当対象にならない当業務はどのように評価されるのか明らかにすること。	手当は考えていない。 将来的に日本郵便として地域や社会に貢献すべき問題として、会社が丸となって行っていくサービスである
郵便外務社員の訪問では、実際には集配業務途上での訪問は無理だと考える。郵便外務社員の訪問では通常業務以外の担務として指定するのか、或いは配達業務上手隙時間を利用して行くのか明らかにすること。	あらかじめお客と訪問日時決め、業務として訪問する
訪問中に事故（物品を壊した・お客さんにふれた際にけがをされた）があった場合どのような責任体制となるのか明らかにすること。	上司に報告し、個別に対応する
訪問時に女性社員がセクハラを受けるケースが想定されるが、対策を明らかにすること。	事象が発生した場合、上司に報告し、対応を検討する
支社別、局別の目標があるのか明らかにすること	2017年度は、年度途中からであり、目標はない 目標とは違うが、全局一件以上の利用の促進を図るよう、取り組んでいる

期間雇用パート労働者の皆さん！ 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1 集-山本, 2 集-向井, 3 集-山田, 郵便-高田, ゆうちよ銀-上筋, 他支部・分会の役員へ。